

納入のご案内

1. 納期限 ・ 当月分を翌月10日（土日祝の場合は翌営業日）までに納入してください。

2. 納入場所

1. 銀行（全国にある本店・支店）

三井住友銀行 三菱UFJ銀行 リソナ銀行 みずほ銀行 SBI新生銀行 百十四銀行 広島銀行 中国銀行 但馬銀行
池田泉州銀行 伊予銀行 四国銀行 山口銀行 阿波銀行 みなと銀行 関西みらい銀行 トマト銀行 山陰合同銀行 徳島大正銀行
京都銀行 みずほ信託銀行 SMC信託銀行

※ 三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行は、令和5年4月よりご利用できません。

2. 信用金庫（兵庫県内及び大阪府内にある本店・支店）

神戸信用金庫 兵庫信用金庫 日新信用金庫 淡路信用金庫 姫路信用金庫 播州信用金庫 尼崎信用金庫 中兵庫信用金庫
大阪信用金庫 西兵庫信用金庫

3. 信用組合等

兵庫県信用組合（兵庫県内にある本店・支店） 淡陽信用組合（兵庫県内にある本店・支店）
兵庫ひまわり信用組合 大阪協栄信用組合 兵庫県医療信用組合 近畿産業信用組合（神戸市内にある本店・支店）
兵庫六甲農業協同組合（兵庫県内にある本店・支店） 近畿労働金庫（神戸市内にある本店・支店）
なぎさ信用漁業協同組合連合会（明石市内にある本店・支店）

4. ゆうちょ銀行・郵便局

近畿2府4県（兵庫県、大阪府、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県）にあるゆうちょ銀行・郵便局

※ 近畿2府4県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入される場合は「指定通知書」が必要です。
神戸市ホームページよりダウンロードいただけます。

3. その他 ・ 納入金額を訂正する場合は、数字を二重線で抹消し、訂正印（社印または個人印）を押印のうえ訂正後の金額を記入してください。

・ 延滞金（地方税法326、同法附則3の2）が発生する場合は、納期限の翌日から納入の日までの期間に応じて、納入税額に地方税法で定める割合で計算した額が加算されます。

・ 神戸市では、特別徴収の口座振替制度はありません。振替納付サービスがある金融機関もありますので、取引先金融機関におたずねください。

4. ご注意 ・ 退職所得分にかかる市県民税は、HP掲載の様式では納入できません。法人税務課（特別徴収担当）078-641-9401までご請求ください。